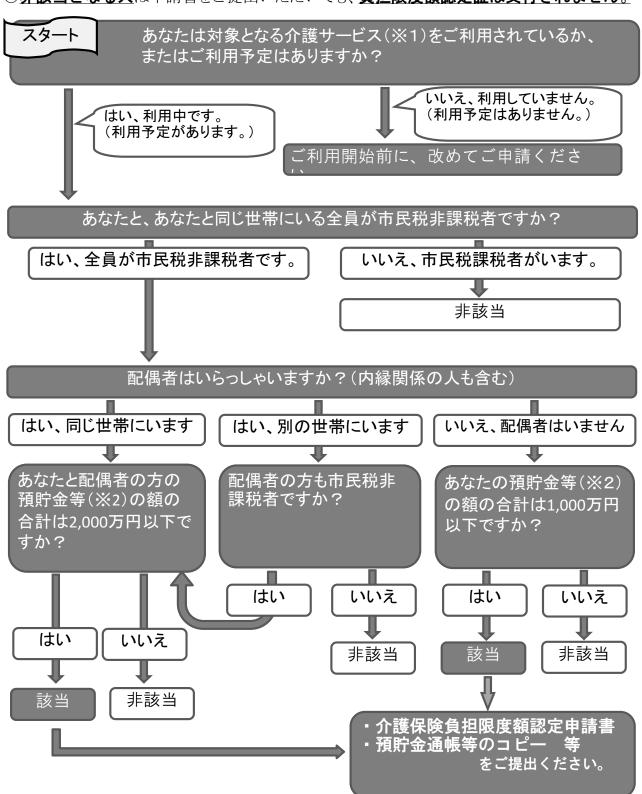
申請の前にご一読ください

平成27年8月から 負担限度額認定の適用条件が変わります

- ○申請書をご提出いただく前に、次のフロー図で平成27年8月1日以降も負担限度額 認定証の**交付対象者かどうか、ご確認ください**。
- ○非該当となる人は申請書をご提出いただいても、負担限度額認定証は交付されません。



※1・・・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設への入所

また、ショートステイ((介護予防)短期入所生活介護・(介護予防)短期入所療養介護)の利用

※2・・・預貯金、現金、有価証券等の額の合計から、負債(住宅ローンや借入金等)を差し引いた金額